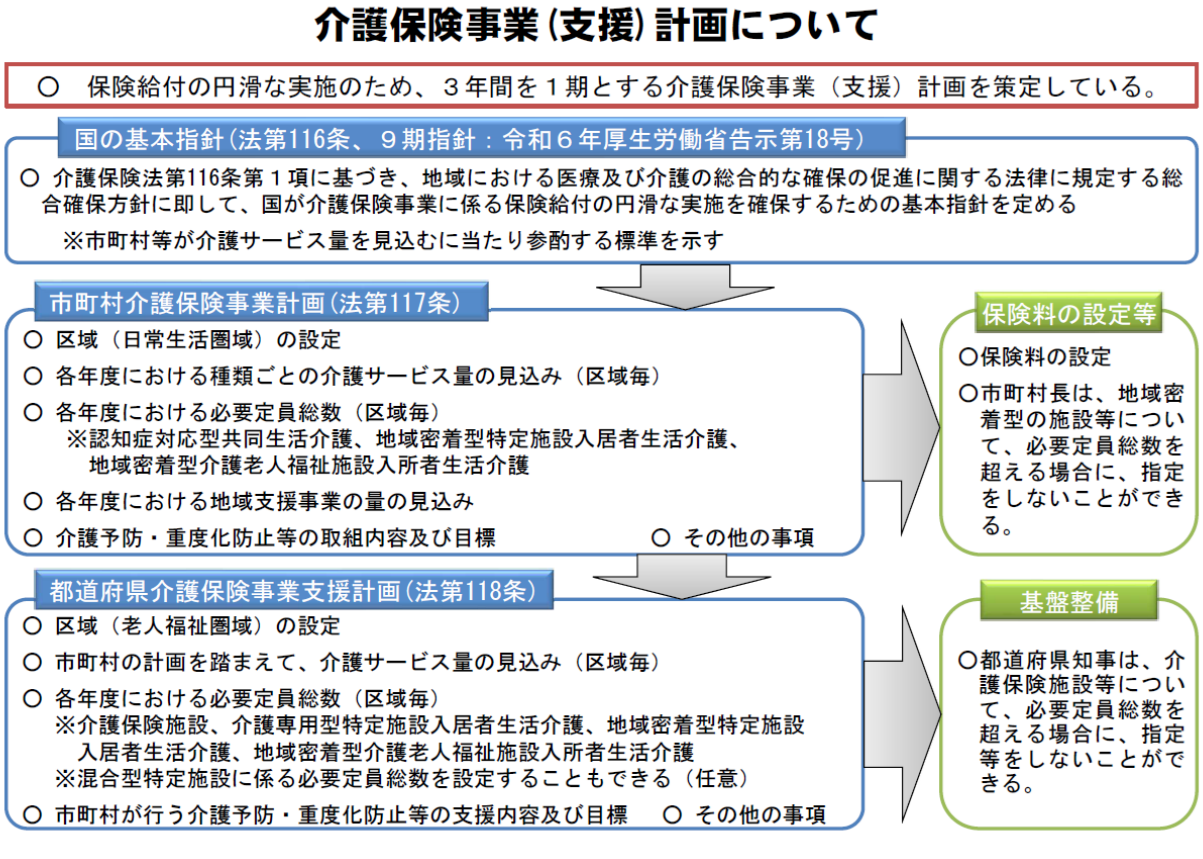
資料４

鈴鹿亀山地区広域連合 第 10 期介護保険事業計画の策定方針（案）

■介護保険事業計画の位置づけ



全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和 8 年 3 月 11 日）資料から

◇介護保険事業計画は、介護保険給付を円滑に実施するため、介護サービス量等の見込み等を設定し、その見込みから算定される介護保険料を設定するための計画です。

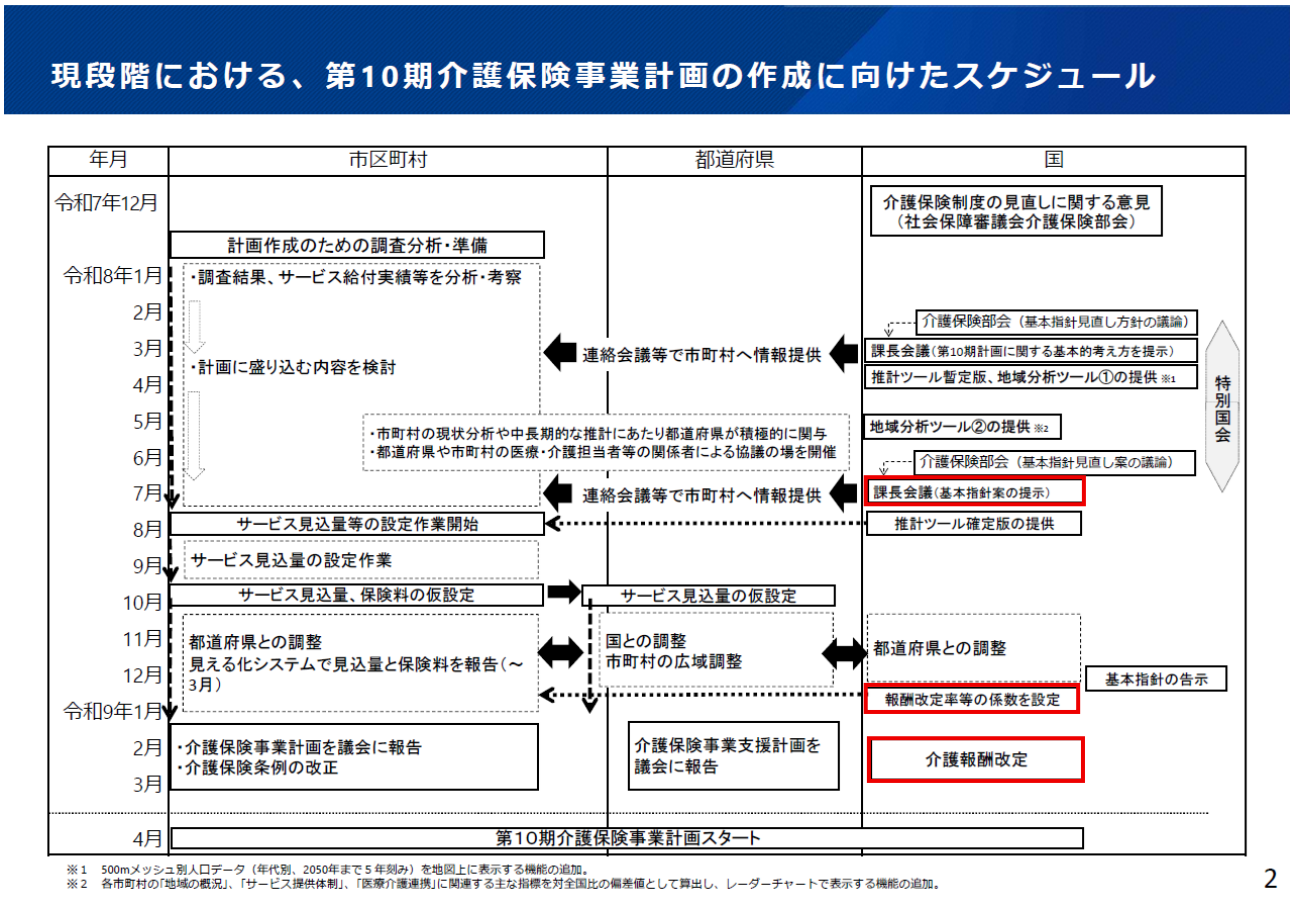
■介護保険を取り巻く状況

・・・資料「介護保険制度の仕組みとこれまでの推移、今後の見通しについて」参照

◇制度開始の平成 12 年度から令和６年度までの 24 年間で、高齢者人口は 77%増加し、認定者数は３倍以上、総給付費は 3.7 倍に増加しています。

◇今後、総人口が減少する一方で、高齢者人口、特に 75 歳以上の後期高齢者数が増えることが見込まれ、認定者数、総給付費ともにますます増えることが予想されます。

■介護保険事業計画の策定スケジュール（国、県との関係）



全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和 8 年 3 月 11 日）資料から

◇介護保険事業計画は、前ページの図のとおり、国が示す「基本指針」に基づき策定する必要があります。国で議論されている方向性は次ページのとおりですが、基本指針（案）として正式に示されるのは７月頃の予定です。

◇介護保険料の設定に大きな影響を与える介護報酬改定については、来年２月頃の決定される見込みですが、そのおおよその率（係数）が示されるのは 12 月～１月頃の予定です。

■国の基本指針の変更ポイント

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

6

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和 8 年 3 月 11 日）資料から

◇国の資料からは、第 10 期計画において大きな変更は見込まれないものの、高齢者人口がピークを迎える 2040 年までの中長期的な見通しとともに、地域の実情に応じてサービスの提供体制を構築することが求められています。

◇これまでも取り組まれてきた地域包括ケアシステムの深化に向けては、総合事業における多様なサービス・活動の充実、身寄りがない高齢者等への切れ目ない支援、認知症基本法を踏まえた取組などが重視されています。

◇加えて、介護人材の確保とともに、介護テクノロジーの活用等による生産性向上が課題となっています。

■地域分析について ――「確認すべき指標・状況」が提示される可能性

介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

○　第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第９期と同様）。
○　現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

（下線は、見える化システムの改修等により、令和８年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一　地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏　等	特に訪問･通所困難地域を擁する場合は、当該地域へのアクセスや社会資源等の状況を確認すること。	各自治体で独自に把握
二　人口構造	年齢三区分人口、高齢化率、世帯数（単身高齢･高齢夫婦のみ）等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム （新）人口メッシュ
三　人口動態	出生数、死亡数、健康寿命　等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム、人口動態統計
四　認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率　等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五　介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、自市町村内の事業所によるサービス提供割合、１人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比））等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、１人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）自市町村内の事業所によるサービス提供割合 介護ｻｰﾋﾞｽの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六　介護サービス見込量	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向　等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七　介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設･事業所数、利用者数、入所率、稼働率、従事者数　等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、１人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム （新）入所率、職員数推移
八　高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の戸数、入居者数、要介護者である入居者の状況　等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	適正化システムの改修（新） （新）高齢者住まいに入居する被保険者の要介護度、介護サービス利用状況
九　地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数･参加者数、地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査(多様なｻｰﾋﾞｽ・活動、通いの場等)、地域包括支援ｾﾝﾀｰ運営状況調査
十　医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況　等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）レーダーチャート
十一　認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数　等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）

11

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和 8 年 3 月 11 日）資料から

◇『地域の実情に応じたサービス提供体制の構築』を目指す方針が示されるのに合わせて、地域の現状把握・分析をし、それを関係者間で共有することが、以前にも増して求められています。

◇国の資料では、上記のような「確認すべき指標・状況」が示されています。介護保険事業計画への記載必須事項とされるかどうかは不明ですが、少なくとも策定において現状分析をし、策定後の進捗管理においてモニタリングしていくことが求められるようになることが考えられます。

■鈴鹿亀山地区広域連合における第 10 期介護保険事業計画の策定方針（案）

このような背景を踏まえ、鈴鹿亀山地区広域連合における第 10 期介護保険事業計画の策定方針（案）を次のとおりとします。

〔基本的な考え方〕

効率的かつ効果的な地域包括ケア体制を構築するため、広域連合、鈴鹿市、亀山市の役割を明確化するとともに、基幹型地域包括支援センター、地域型地域包括支援センターはもとより、サービス提供事業者、地域住民等を含む多様な主体が計画の推進を担えるよう、分かりやすい計画をめざします。

〔策定方針〕

1　国の基本指針が大きく変更されない見込みであることから、計画の構成や施策体系は基本的に現計画を踏襲します。
2　現計画の評価をもとにして内容を見直しつつ、特に成果指標や事業レベル（事業内容、事業量）において２市の高齢者福祉計画との整合を図ります。
3　サービス量の見込みと保険料の設定においては、2040 年を見通した中長期的な視点の中で、最適な水準を示します。
4　総合事業の最適化など、国の基本指針のポイントとなりつつ鈴鹿亀山地区においても課題となっている点について、重点的に議論し、計画に盛り込みます。

また、策定部会の各回の協議事項（予定）を下記のとおり設定します。各回の開催に先立ち、２市及び基幹型地域包括支援センター、広域連合によりワーキンググループ会議を開催する予定です。

回	開催日	協議事項（予定）
第 1 回	6 月 11 日	・計画の背景（制度の仕組みとこれまでの推移、今後の見通し） ・策定方針（案）の確認 ・アンケート結果の報告
第 2 回	8 月 27 日	・国の策定指針の確認 ・第９期計画の評価 ・骨子案の検討（総論及び各論の体系見直し）
第 3 回	9 月 24 日	・施策内容の検討 ・給付見込の検討（施設整備の検討、総合事業の検討）
第 4 回	11 月 26 日	・中間案の検討 ・保険料の検討（試算）
第 5 回	2 月 18 日	・計画案の確定 ・保険料の確定